

日医発第147号(保30)

平成18年5月10日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

唐澤祥人

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部改正について

健保の診療報酬改定及び療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴い「公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和49年総理府令第64号)」の一部が平成18年環境省令第16号で改正され、公布の日から施行されましたのでご連絡申し上げます。

なお、改正前の様式は当分の間使用できます。

今般の改正の主な内容は下記のとおりであります。

記

1. 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和49年総理府令第64号)の第1項(文言整理)

「訪問看護ステーション」⇒「訪問看護ステーション等」

2. 公害診療報酬明細書(入院)様式第2号(1)

「⑬指導」⇒「⑬医学管理」

公害診療報酬明細書(入院外)様式第2号(2)

「⑬指導」⇒「⑬医学管理」

(添付資料)

1. 官報〔平18.4.27 第4327号〕

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令
(平18.4.27環境省令第16号)

2. 公害診療報酬明細書 様式第2号(1)、様式第2号(2)、様式第6号

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・財務・文科科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

〔省 令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令(総務七七)
○電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部を改正する省令(総務・法務・経済産業二)
○日本工業規格への適合性の認証に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)
○輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産四〇)

○日本アルコール産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四七)

○環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令(環境一五)

○公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令(同一六)

〔告 示〕

○広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法を廃止する件(公正取引委九)

○保険業法第二百六十五条の四十三第一号の規定に基づく保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金を行うことができる金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・財務三)

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件(総務二六八)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件(同一六九)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同一七〇)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件(中央選挙管理会四)

○除籍が滅失した件(法務二二二)
○不動産登記規則第五十一条第二項の規定による登記所の指定に関する件(同一二三)

○国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件の一部を改正する件(財務一八八)

○国債の発行等に関する省令第六条第一項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示(同一八九)

○住宅金融公庫法第二十七条の二第三項の規定に基づき、主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を定めた件(財務・国土交通二一)
○遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(農林水産六五六)

○保安林の指定を解除する件(同一五七、六五八)

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件(国土交通六〇〇)
○公害医療機関の療養に関する規程の一部を改正する告示(環境八六)
○公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する告示(同一八七)

○道路に関する件(関東地方整備局二九三、二九四)
○道路に関する件(中国地方整備局五五、五六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

平成十八年度の潮河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画(農林水産省)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職、社会保険職員共済組合定款の一部変更関係

会社その他

九

二

二

九

七

八

六

三

四

四

三

三

三

三

二

(株式交換に際しての社債の発行の認可の申請)

第四条の三 会社は、法第四条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所
二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項
四 株式交換がその効力を生ずる日
五 株式交換に際して社債を発行しようとする理由

(株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請)
第四条の四 会社は、法第四条第一項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所
二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法
三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法
四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項
五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権(以下「株式交換契約新株予約権」という。)の内容

ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
六 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項
七 株式交換がその効力を生ずる日
八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

(新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出)
第四条の五 会社は、法第四条第二項の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 新株予約権につき、法第四条第一項の認可を受けた日
二 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数
三 新株予約権の行使に際して払込みをされた金額
四 新株予約権の行使により株式を発行した日
第八条中「帳簿価格」を「帳簿価額」に改める。
第十一条の見出し中「利益の処分の決議を」を「利益の処分の決議を」に改め、同条中「利益の処分の決議を」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議」に、「利益の総額」を「剰余金の総額」に、「その処分」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に、「利益の処分に關する」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分に關する」に改める。
第十二条第一項第一号中「分割の場合にあつては」の下に「分割により」を加え、「承継する法人」の下に「又は分割により設立する法人」を加え、同条第二項第二号中「合併契約書」を「合併契約書」に、「分割計画書」を「新設分割計画書」に、「分割契約書の写し」を「吸収分割契約書」において定めた事項を記載した書類」に改め、同項第四号中「合併

契約書」を「合併契約の締結」に、「分割計画書」を「新設分割計画の作成」に、「分割契約書の作成」を「吸収分割契約の締結」に改め、同項第五号中「承継する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人」を加える。

附則
この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

○環境省令第十五号
構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に關する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年四月二十七日

環境大臣 小池百合子
環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に關する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令
一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に關する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年環境省令第十三号)の一部を次のように改正する。
第二条を第三条とし、第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。
(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合の特例)

第一条 地方公共団体(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)以下「法」という。)第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域(法第二条第一項に規定する構造改革特別区域(法第二条第一項に規定する構造改革特別区域)に關する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に關する省令(昭和四十九年総理府令第六十四号)の一部を次のように改正する。
環境大臣 小池百合子

○環境省令第十六号
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に關する省令(昭和四十九年総理府令第六十四号)の一部を次のように改正する。
第一項中「訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション等」に改める。
様式第二号(一)中「⑤診察」を「⑤来院診療」に、

る構造改革特別区域をいう。以下同じ。)内において、特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。)の収集又は運搬に当たつて次の各号に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いる必要があると認めて、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る運搬用パイプラインを用いる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第四条の二第一号八ただし書の環境省令で定める場合とみなす。

一 異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。
二 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十四年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されるものであること。
別表中「第二条関係」を「第三条関係」に改め、同表の網又はわなを指定しての特免許取得の容認事業の項中「第一条」を「第二条」に改め、同項の前に次のように加える。

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例
第一条
別記様式中「①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」を「㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」に改める。
附則
この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

環境大臣 小池百合子

○環境省令第十六号
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に關する省令(昭和四十九年総理府令第六十四号)の一部を次のように改正する。
第一項中「訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション等」に改める。
様式第二号(一)中「⑤診察」を「⑤来院診療」に、

る構造改革特別区域をいう。以下同じ。)内において、特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。)の収集又は運搬に当たつて次の各号に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いる必要があると認めて、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る運搬用パイプラインを用いる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第四条の二第一号八ただし書の環境省令で定める場合とみなす。

一 異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。
二 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十四年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されるものであること。
別表中「第二条関係」を「第三条関係」に改め、同表の網又はわなを指定しての特免許取得の容認事業の項中「第一条」を「第二条」に改め、同項の前に次のように加える。

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例
第一条
別記様式中「①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」を「㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿」に改める。
附則
この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
環境大臣 小池百合子

⑤ 食	基準	日×	計	日×	⑤	日
	特別 食室	日×		日×	日×	
小		日	日	日		

を
「⑤」を「③」に改める。
「⑤」を「③」に改める。
「⑤」を「③」に改める。
「⑤」を「③」に改める。

⑤ 食	基準	日×	計	日×	⑤	日
	特別 食室	日×		日×	日×	
小		日	日	日		

⑤ 食	基準	日×	計	日×	⑤	日
	特別 食室	日×		日×	日×	
小		日	日	日		

附 則
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。

告 示

公正取引委員会告示第九号

○公正取引委員会告示第九号
広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法（昭和四十六年公正取引委員会告示第三十四号）は、廃止する。
平成十八年四月二十七日
公正取引委員会委員長 竹島 一彦

金融庁告示第三号

この告示は、公布の日から施行する。
○金融庁告示第三号
財務省告示第三号
会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成十七年法律第五十五号）第二、三、五、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の四十五条の四十三（第一号の規定に基づき、保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金を定めることができる金融機関を指定する件（平成十年大蔵省告示第五百一十号）の一部を次のように改正し、平成十八年五月一日から適用する。
平成十八年四月二十七日
金融庁長官 五味 廣文
財務大臣 谷垣 禎一

総務省告示第二百六十八号

○総務省告示第二百六十八号
衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十八年自治省告示第二百二十号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
平成十八年四月二十七日
総務大臣 竹中 平蔵

異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名 小沢 一郎
前原 誠司

総務省告示第二百六十九号

○総務省告示第二百六十九号
衆議院比例代表選出議員の選挙における平成十八年自治省告示第二百二十一号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。
平成十八年四月二十七日
総務大臣 竹中 平蔵

異動の届出 異動の届出政党その他の政治団体の名称
代表者の氏名 小沢 一郎
前原 誠司

第一号ロ及びハを次のように改める。
ロ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債（第一号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。）
二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八十条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

○環境省告示第八十六号
 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、公害医療機関の療養に関する規程（昭和四十九年八月環境庁告示第四十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月二十七日から適用する。
 平成十八年四月二十七日

環境大臣 小池百合子
 第五条中「公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十九条第一号」を「健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十九号」に改める。
 第七条中「又は調剤録」を「調剤録又はサジビスの提供の記録」に、「又は薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十六条各号」を「、薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十六条各号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第九条第二項、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第九号」に改める。
 ○関東地方整備局告示第二九九十三号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日
 関東地方整備局長 門松 武

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 五十号
 (三) 道路の区域

区 間
 変更前 敷地の幅員 延長
 後別
 前 三・八・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 後 四・〇・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 小山市大字下国府塚字石田五一番一地区内
 (四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
 ○関東地方整備局告示第二九九十四号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日
 関東地方整備局長 門松 武

路線名 供用開始の区間
 五 十 号 小山市大字下国府塚字石田二四番一から同市大字下国府 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
 塚字石田五一番一まで
 供用開始の期日 平成十八年四月二十七日
 ○中国地方整備局告示第五十五号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

(平成十一年厚生省令第四十一号)第十条第二項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十四条において準用する第十九条第二項又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第七十四条において準用する第十九条第二項」に改める。
 ○環境省告示第八十七号
 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）第二十一条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月二十七日から適用する。
 平成十八年四月二十七日
 環境大臣 小池百合子
 第三号中「訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション等」に改める。

区 間
 変更前 敷地の幅員 延長
 後別
 前 三・八・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 後 四・〇・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 宇部市大字車地字八反田六一番一から同市大字木田字添四二一番三まで
 (四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
 ○中国地方整備局告示第五十六号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

路線名 供用開始の区間
 二 号 宇部市大字車地字八反田六一番一から同市大字木田字添四二一番三まで
 供用開始の期日 平成十八年四月二十七日

区 間
 変更前 敷地の幅員 延長
 後別
 前 三・八・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 後 四・〇・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 宇部市大字車地字八反田六一番一から同市大字木田字添四二一番三まで
 (四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
 ○中国地方整備局告示第五十七号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

路線名 供用開始の区間
 二 号 宇部市大字車地字八反田六一番一から同市大字木田字添四二一番三まで
 供用開始の期日 平成十八年四月二十七日

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領
 四月二十五日小泉内閣総理大臣から河野議長宛、次の報告書を受領した。
 内閣総第五一号
 平成十八年四月二十五日
 内閣総理大臣 小泉純一郎
 衆議院議長 河野 洋平殿
 衆議院千葉県第七区選出議員補欠選挙における当選人について
 平成十八年四月二十三日執行の衆議院千葉県第七区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第八十八条第二項の規定により報告する。

選挙	期日	期日	期日	期日	期日	期日	期日
選挙	日	日	日	日	日	日	日
当選告示年月日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日
当選証書付与年月日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日	平成十八年四月二十五日
全候補者の得票総数	一八九、六二二票	一八九、六二二票	一八九、六二二票	一八九、六二二票	一八九、六二二票	一八九、六二二票	一八九、六二二票
法定得票数	三一、六〇三票	三一、六〇三票	三一、六〇三票	三一、六〇三票	三一、六〇三票	三一、六〇三票	三一、六〇三票

法律公布奏上及び通知
 四月二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律
 四月二十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第六十三回国会内閣提出、本院継続審査）
 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるとの件
 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案
 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書が発給等に関する法律の一部を改正する法律案
 公職選挙法の一部を改正する法律案

区 間
 変更前 敷地の幅員 延長
 後別
 前 三・八・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 後 四・〇・五〇〇 四・〇・五〇〇 キロメートル
 宇部市大字車地字八反田六一番一から同市大字木田字添四二一番三まで
 (四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
 ○中国地方整備局告示第五十八号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日
 中国地方整備局長 甲村 謙友

公害診療報酬明細書(入院)

平成 年 月分

公害医療手帳の記号番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 年生

公害医療機関の所在地及び名称

疾病名	(1) (2) (3)	診療開始日	(1) 年 月 日			転 帰	治 癒	死 亡	中 止	診療 実 日 数	日
			(2) 年 月 日	(3) 年 月 日							
			(1点12円) 点	(1点10円) 点							
①	初診	時間外・休日・深夜	回								
⑬	医学管理										
⑭	在宅										
⑳	投薬	㉑ 内服	単位								
		㉒ 屯服	単位								
		㉓ 外用	単位								
		㉔ 調剤	日								
		㉕ 麻毒	日								
㉖ 調基											
⑳	注射	薬剤	回								
㉑	処置	薬剤	回								
㉒	手術	薬剤	回								
㉓	検査	薬剤	回								
㉔	画像診断	フィルム等	回								
㉕	その他	薬剤	回								
㉖	入院	入院年月日	年 月 日								
		病診	⑳ 入院基本料・加算								
			×	日間							
			×	日間							
			×	日間							
			×	日間							
	公害入院療養指導料	×	日間								
		×	日間								
	清浄空気室管理料		日間								
	その他										
小計				① 点	② 点						
㉗	食事	基準	円 × 回		円						
		特別	円 × 回		円						
		食堂	円 × 日間		円						
小計				③	円						
合	計	④	12円 × ①		円						
		⑤	10円 × ②		円						
		⑥	1.2 × ③		円						
		⑦	④ + ⑤ + ⑥		円						
※ 決定											

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとすること。
 2. 第一種地域に係る被認定者の場合は、疾病名の欄の「(1)」を「(1)イ 慢性気管支炎 ロ 気管支ぜん息
 ハ ぜん息性気管支炎 ニ 肺気しゅ」とすること。

公害診療報酬明細書 (入院外)

平成 年 月 分

公害医療手帳の記号番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 年生

公害医療機関の所在地及び名称

疾病名	(1) (2) (3)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日	転 帰	治ゆ死亡中止	診療実日数	(1点15円) 点		(1点10円) 点	
							①	②	③	④
⑪ 初 診	時間外・休日・深夜	回								
⑫ 再 診	再 診	回								
⑬ 公害相談	公害外来療養指導	回								
	その他の	回								
	往 診	回								
	夜 間	回								
⑭ 在宅	深夜・緊急	回								
	在宅患者訪問診療	回								
	その他の	回								
	薬 剤	回								
⑯ 投 薬	⑲ 内服	単位								
	⑳ 調剤	回								
	㉑ 屯服	単位								
	㉒ 外用	単位								
	㉓ 調剤	回								
	㉔ 処方	回								
⑰ 注 射	㉕ 麻毒	回								
	㉖ 調基	回								
	㉗ 皮下筋肉内	回								
	㉘ 静 脈 内	回								
⑱ 処 置	㉙ その他	回								
	㉚ 薬 剤	回								
	㉛ 薬 剤	回								
	㉜ 薬 剤	回								
⑲ 手 術 診 断	㉝ 検査	回								
	㉞ 薬 剤	回								
⑳ 画 像 断 断	㉟ フィルム等	回								
	㊱ 処方せん	回								
㊲ その他	㊲ 薬 剤	回								
	計						① 点	② 点		
小 計	③ 15円×①									円
	④ 10円×②									円
	⑤ ③+④									円
※ 決 定										

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとする。 慢性気管支炎 □ 気管支ぜん息
 2. 第一種地域に係る被認定者の場合は、疾病名の欄の「(1)」を「(1) イ ぜん息性気管支炎 □ 肺気しゅ」とすること。

公害訪問看護報酬明細書

平成 年 月 分

公害医療手帳の記号番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 年生

公害医療機関の所在地及び名称

心身の状態	訪問開始 年 月 日	年 月 日	実日数
	訪問終了 年 月 日 時 分	年 月 日 午前 午後 時 分	日
	訪問終了の状況	1 軽快 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()	
	死亡時刻	年 月 日 午前 午後 時 分	
指示期間	指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日	主治医の属する医療機関の名称	
	(特別指示期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	主治医の氏名	
⑩ 基本療養	⑪ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 円 × 日 円	訪問日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 主治医への直近報告年月日 年 月 日	
	⑫ 准看護師 円 × 日 円		
	⑬ 難病等複数回訪問加算 円 × 日 円		
	⑭ 緊急訪問看護加算 円 × 日 円		
	小 計 ① 円		
⑳ 管理療養	⑲ 管理療養費 円 + 円 × 日 円	提供した情報の概要 情報提供先の市(区)町村等の名称	
	⑳ 管理療養費の加算 円 円		
	小 計 ② 円		
⑳ 情報提供療養	③ 円	特記事項	
㉑ ターミナルケア療養	④ 円		
合計 ⑤ ①+②+③+④	円		
⑥ 1.5×⑤	円		
※ 決 定		円	

注意 ※印の欄は、記入しないこと。